

「鳩山町国民保護計画」 新旧対照表

一連 番号	計画該当部分		項目名	新	旧	変更理由
1	P.1	第1編 第1章	計画策定の目的	<p>この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第35条の規定に基づき、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、町民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定める。</p>	<p>この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律_____第35条の規定に基づき、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、町民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>略称を記載</li> </ul>
2	P.1	第1編 第2章	計画策定の背景・経緯	<p>第2次世界大戦以降、東西冷戦の終結や各国の外交努力等により、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題等による対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、平成13年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。</p> <p>我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散等の脅威に依然として脅かされているのが現状である。</p> <p>国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策等により、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の態勢を備えておくことは、大変重要なことである。</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。）平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成16年6月には国民保護法等_____の有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための</p>	<p>第2次世界大戦以降、東西冷戦の終焉や各国の外交努力などにより、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、平成13年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。</p> <p>我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。</p> <p>国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争_____を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の態勢を備えておくことは、大変重要なことである。</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）_____が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法_____が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>語句の修正</li> <li>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更</li> </ul>



一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						いる。	いる。	
10	P.5	第1編	第4章	第1節 (2)	気候	<p>本町は、温帯性の気候条件下にあり、夏季は高温多湿、冬季は乾燥寒冷で、年間の寒暖の差が比較的大きい地域である。</p> <p>過去10年間における気象条件の推移をみると、年間平均気温は<u>14.9℃</u>、年間降水量は<u>1,380.6mm</u>となっている。</p> <p>&lt;年間平均気温と降水量の推移&gt; 本文参照</p>	<p>鳩山町は、温帯性の気候条件下にあり、夏季は高温多湿、冬季は乾燥寒冷で、年間の寒暖の差が比較的大きい地域である。</p> <p>過去10年間における気象条件の推移をみると、年間平均気温は<u>13.9℃</u>、年間降水量は<u>1,350.2mm</u>となっている。</p> <p>&lt;年間平均気温と降水量の推移&gt; 本文参照</p>	・時点修正
11	P.6	第1編	第4章	第2節 (1)	人口動向	<p>人口の推移は、昭和49年の鳩山ニュータウンへの入居開始以降に急速に増加してきたが、平成7年をピークに減少傾向にある。地区別にみると、総人口の<u>51.5%</u>にあたる<u>6,840人</u>がニュータウン地区に居住し、今宿地区が<u>4,610人</u>で<u>34.7%</u>、亀井地区が<u>1,839人</u>で<u>13.8%</u>となっている。<u>      </u>町全体の高齢化率は<u>45.1%</u>で、地区別にみると、亀井地区が<u>38.1%</u>、今宿地区が<u>33.9%</u>、ニュータウン地区が<u>54.6%</u>と特にニュータウン地区で高齢化が進行している。</p> <p>なお、<u>外国人登録者数</u>は、過去5年間では増加傾向である<u>      </u>。</p> <p>&lt;総人口と世帯数の推移&gt; 本文参照 &lt;地区別の高齢化率&gt; 本文参照 &lt;外国人登録者数の推移&gt; 本文参照</p>	<p>人口の推移は、昭和49年の鳩山ニュータウンへの入居開始以降に急速に増加してきたが、平成7年をピークに減少傾向にある。地区別にみると、総人口の<u>55.8%</u>にあたる<u>9,089人</u>がニュータウン地区に居住し、今宿地区が約<u>5,067人</u>で<u>31.1%</u>、亀井地区が<u>2,129人</u>で<u>13.1%</u>となっている。現在、町全体の高齢化率は<u>19.3%</u>で、地区別にみると、亀井地区が<u>24.5%</u>、今宿地区が<u>18.0%</u>、ニュータウン地区が<u>18.8%</u>と特に亀井<u>      </u>地区で高齢化が進行している。</p> <p>なお、<u>外個人登録者数</u>は、過去5年間では<u>70人前後</u>で推移している。</p> <p>&lt;総人口と世帯数の推移&gt; 本文参照 &lt;地区別の高齢化率&gt; 本文参照 &lt;外国人登録者数の推移&gt; 本文参照</p>	・時点修正
12	P.7	第1編	第4章	第2節 (2)	人口流動	<p>昼夜間人口比率は、平成27年国勢調査によると、<u>95.6%</u>で流出超過となっている。流出人口は、<u>5,002人</u>で、そのうち東京都への通勤・通学者は、<u>952人</u> (<u>19.03%</u>)と最も多く、次いで、坂戸市、東松山市、川越市となっている。</p> <p>&lt;人口流動(流出)&gt; 本文参照 &lt;人口流動(流入)&gt; 本文参照</p>	<p>通勤・通学流動では、流出が流入を大きく上回っており、主な流出先は、東京都が<u>34.1%</u>を占め、首都圏のベッドタウンとしての性格を現している。</p> <p>&lt;人口流動(常住地ベース)&gt; 本文参照 &lt;人口流動(従業地ベース)&gt; 本文参照</p>	・時点修正

一連 番号	計画該当部分			項目名	新	旧	変更理由	
13	P.7	第1編	第4章	第2節 (3)	道路の状況	<p>町内の主要道路は、<u>主要地方道東松山越生線、一般県道ときがわ坂戸線、岩殿岩井線、石坂高坂停車場線</u>の県道4路線のほか、町中央部とニュータウンを結ぶ町道第66号線（農村公園通り）をはじめとする幹線町道によって構成されている。</p> <p>平成27年度道路交通センサスによる幹線道路の路線別交通量をみると、川越市や坂戸市、東松山市など近隣の主要都市に通じる路線での交通量が多くなっている。具体的には、<u>県道東松山越生線</u>で昼間12時間交通量が約4,200台のほか、<u>県道ときがわ坂戸線</u>で約9,400台、<u>県道岩殿岩井線</u>で約6,100台となっている。</p>	<p>町内の主要道路は、<u>主要地方道東松山・越生線、一般県道玉川・坂戸線、岩殿・岩井線、石坂・高坂停車場線</u>の県道4路線のほか、町中央部とニュータウンを結ぶ町道第66号線（農村公園通り）をはじめとする幹線町道によって構成されている。</p> <p>幹線町道は、平成18年4月1日現在、1級13路線、2級24路線が位置づけられており、実延長は38,667.8m、改良済み93.0%、舗装率98.6%となっている。都市計画道路は6路線、総延長4,190mが決定され、土地区画整理事業とあわせて整備が進められている。</p> <p>平成17年度道路交通センサスによる幹線道路の路線別交通量をみると、川越市や坂戸市など近隣の主要都市に通じる路線での交通量が多くなっている。具体的には、<u>主要地方道東松山・越生線</u>で平日12時間の交通量が約4,000台のほか、<u>県道玉川・坂戸線</u>で約4,500台、<u>県道岩殿・岩井線</u>で約6,000台となっている。</p>	・時点修正
14	P.7	第1編	第4章	第2節 (4)	交通網	<p>町内には、鉄道がなく、<u>路線バス及びデマンドタクシー（はとタク）</u>が主要な公共交通手段となっており、<u>路線バスについては、東武東上線坂戸駅と大橋地区を結ぶ大橋線、同高坂駅と鳩山ニュータウンを結ぶ鳩山ニュータウン線、高坂駅と東京電機大学を結ぶ東京電機大学線、上熊井農産物直売所を経由して高坂駅と越生駅を結ぶ北部線の計4路線</u>がある。</p>	<p>鳩山町には、鉄道がなく、<u>バス路線</u>が唯一の公共交通手段となっており、<u>東武東上線の坂戸駅と大橋地区を結ぶ路線、同高坂駅と鳩山ニュータウンを結ぶ路線</u>の計2路線がある。</p> <p>また、町内の主要な公共施設等の相互連絡には、町内循環バスが運行されている。</p>	・時点修正
15	P.7	第1編	第4章	第2節 (5)	危険物施設	<p>町内には、<u>消防統計によると、危険物施設は30施設あり、その内訳は以下のとおりである</u></p> <p>&lt;危険物施設数&gt; <u>本文参照</u></p>	<p>鳩山町には、<u>危険物施設は41施設あり、内訳は以下のとおりである</u></p> <p>&lt;危険物施設数&gt; <u>本文参照</u></p>	・時点修正
16	P.9	第1編	第5章	序文	国民保護の実施体制	<p>国民を保護するための措置は、国、<u>都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等</u>がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。</p> <p>こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。</p> <p>この基本指針に基づき、<u>県</u>は「国民保護に関する</p>	<p>国民を保護するための措置は、国、<u>県</u>、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などがそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。</p> <p>こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。</p> <p>この基本指針に基づき、<u>埼玉県</u>は「国民保護に関する</p>	・語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						埼玉県計画」を策定した。この県計画に基づき、町は「鳩山町国民保護計画」を策定する。 ＜国民保護計画の位置づけ＞ <u>本文参照</u>	埼玉県計画」を策定した。この県計画に基づき、町は「鳩山町国民保護計画」を策定する。 ＜国民保護計画の位置づけ＞ <u>本文参照</u>	
17	P.9	第1編	第5章	第1節	町の責務	第1節 町__の責務	第1節 町 <u>等</u> の責務	・語句の修正
18	P.10	第1編	第5章	第1節 (1)	基本的事項	① 略 ② 国があらかじめ定める <u>基本指針</u> に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。 ③ 町_____の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 ④ 町長は、 <u>国民保護に関する埼玉県計画</u> に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。	① 略 ② 国があらかじめ定める <u>基本的な方針</u> に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。 ③ <u>当該地方公共団体</u> の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 ④ 町長は、 <u>県の国民の保護に関する計画</u> に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。	・語句の修正
19	P.10	第1編	第5章	第1節 (2)	町が実施する主な措置	① 警報、避難の指示の <u>町民</u> への伝達 ②～⑧ 略	① 警報、避難の指示の <u>住民</u> への伝達 ②～⑧ 略	・語句の修正
20	P.10	第1編	第5章	第1節 ＜参考＞ (1) ②	基本的な事項	② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能の <u>全て</u> を挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。	② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能の <u>すべて</u> を挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。	・語句の修正
21	P.10	第1編	第5章	第1節 ＜参考＞ 1 (2)	国が実施する主な措置	(2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令、 <u>避難措置の指示</u> ② 略 ③ <u>救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供</u> ④ <u>武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示</u> ⑤ <u>生活関連等施設の安全確保に関する措置</u> ⑥ <u>放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置</u> ⑦ <u>危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置</u> ⑧ <u>生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置</u> ⑨ <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	(2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令_____ ② 略 ③ <u>避難措置の指示、救援の指示・支援</u> _____ ④ <u>放射性物質等（NBC災害）による汚染への対処</u> _____ ⑤ <u>原子炉等による被害の防止</u> _____ ⑥ <u>危険物質等に関する危険の防止</u> _____ ⑦ <u>感染症等への対処</u> _____ _____ _____ _____	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
22	P. 11	第1編	第5章	第1節 <参考> 1 (1) ②	基本的事項	② 国があらかじめ定める <u>基本指針</u> に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。	② 国があらかじめ定める <u>基本的な方針</u> に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。	・ 語句の修正
23	P. 11	第1編	第5章	第1節 <参考>	県が実施する主な措置	(2) 県が実施する主な措置 ① 警報の市町村 <u>長等</u> への通知 ②～⑩ 略	(2) 県が実施する主な措置 ① 警報の市町村 <u>      </u> への通知 ②～⑩ 略	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
24	P. 12	第1編	第5章	第2節	関係機関との連携	武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、町はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備する。 また、町は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、 <u>手続</u> について把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。	武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、町はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備する。 また、町は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、 <u>手続き</u> について把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。	・ 語句の修正
25	-	第1編	第5章	第2節	関係機関との連携	<u>削除</u>	<b>【関連資料】</b> ・ 県、市町村の担当部所、連絡方法 ・ <u>消防機関の担当部所、連絡方法、主な措置等について</u> ・ <u>指定行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置等について</u> ・ <u>指定地方行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置等について</u> ・ <u>指定公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等について</u> ・ <u>指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等について</u>	・ 各団体ホームページ等で公表されている情報で、かつ、計画本文に記載の無い資料であるため削除
26	P. 12	第1編	第5章	第3節	他の市町村との連携	武力攻撃事態等発生時には、町域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、町域を越える <u>町民</u> の避難・救援に関する協定及び救援物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておくこととする。 また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市	武力攻撃事態等発生時には、町域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、町域を越える <u>住民</u> の避難・救援に関する協定及び救援物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておくこととする。 また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市	・ 語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保する。	町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保する。	
27	P. 13	第1編	第5章	第6節	事業所等との協力関係	第6節 事業所等との協力関係 本文参照	新規	・現状に合わせた修正
28	P. 13	第1編	第5章	第7節	武力攻撃等の態様と留意点	第7節 武力攻撃等の態様と留意点 本文参照	新規	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
29	P. 18	第2編	序文		平時における準備編	<p>武力攻撃事態等が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救援していくためには、関係機関が武力攻撃に関する情報を共有し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に国民保護のための措置を実施していくことが必要である。</p> <p>また、避難住民等の救援のための物資については、NBC攻撃による武力攻撃災害等も考えられ、特殊な資機材を必要とする場合も考えられる。</p> <p>このため、町は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、町民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。</p>	<p>武力攻撃事態等が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、</p> <p>_____町は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、町民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。</p>	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
30	P. 18	第2編	第1章		情報収集、伝達体制の構築	<p>第1章 本文参照</p> <p>※ 第2編における以降の章番号については、繰り下げとなっています。</p>	新規	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
31	P. 19	第2編	第2章	第1節	24時間即応体制の確立	<p>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。</p> <p>このため、町は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。</p>	<p>武力攻撃事態等における警報や避難_____の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。</p> <p>_____町は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。</p>	・語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
32	P. 19	第2編	第2章	第2節	職員配備計画の作成	また、多数の避難住民を受け入れる場合、長期間にわたる対応が必要と考えられることから、交代要員の確保等を考慮して職員の動員配置の体制を整備する。	また、多数の避難住民を受け入れる場合、長期間に渡る対応が必要と考えられることから、交代要員の確保等を考慮して職員の動員配置の体制を整備する。	・ 語句の修正
33	P. 19	第2編	第2章	第3節	職員の指定と伝達手段の整備	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話等_____の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、 <u>防災行政無線</u> の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
34	P. 20	第2編	第2章	第5節	町国民保護対策本部等の設置場所	<u>第5節 町国民保護対策本部等の設置場所</u> <u>本文参照</u>	新規	・ 町庁舎が使用できないときにおける対応を追加
35	P. 20	第2編	第3章		警報の町民への周知	<u>第3章 警報の町民への周知</u> <u>(1) 町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u> <u>(2) 町は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会等</u> を経由した伝達等、 <u>町民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により町民に周知する。</u> <u>(3) 町は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u> <u>(4) 町は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</u> <u>(5) 町は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</u>	<u>第2章 警報の住民への周知</u> _____ _____ _____ <u>(1) 町は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織</u> を経由した伝達等、 <u>住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u> <u>(2) 町は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u> _____ _____ _____	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合 ・ 語句の修正
36	P. 20	第2編	第4章	各節	章構成の修正	<u>第1節 避難の指示の伝達</u> <u>第2節 モデル避難実施要領の作成</u> <u>第3節 避難人数の把握</u> <u>第4節 避難の指示の周知体制</u>	<u>第1節 モデル避難実施要領の作成</u> <u>第2節 避難人数の把握</u> <u>第3節 避難指示の周知</u> _____ <u>第4節 避難</u> _____交通手段の <u>決定</u>	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合



一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						第5節 避難住民集合場所の指定 第6節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 第7節 避難のための交通手段の確保 第8節 避難候補路の選定 第9節 避難住民の運送順序 第10節 道路啓開の準備 第11節 被災者に対する住宅供給対策	第5節 避難____路の選定 第6節 運送順序の決定 第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 第8節 被災者に対する住宅供給対策 第9節 避難住民集合場所の指定 第10節 道路啓開の準備 第11節 避難誘導の補助	
37	P. 20	第2編	第4章	第1節	避難の指示の伝達	第1節 避難の指示の伝達 本文参照  ※第2編第2章における以降の節番号は繰下げとなります。	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> </ul>
38	P. 21	第2編	第4章	第2節 1	モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項	町長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法等を定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、町民に対して周知する。 なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、 <u>都市部や山間部</u> といった地域特性、自ら避難することが困難な <u>要配慮者</u> の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。 <b>【モデル避難実施要領に定める基本的事項】</b> (1) 避難の経路、避難の交通手段 (2) ～ (7) 略	町長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル____実施要領を作成し、町民に対して周知する。 なお、____実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、____自ら避難することが困難な <u>災害時要援護者</u> の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。 <b>【____実施要領に定める基本的事項】</b> (1) 避難の経路、避難の____手段 (2) ～ (7) 略	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> <li>語句の修正</li> <li>「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> </ul>
39	P. 21	第2編	第4章	第2節 2	着上侵攻からの避難	(1) 着上陸侵攻からの避難 大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、モデル避難実施要領に盛り込む。 ① 町は、避難先地域において町民____の <u>受入れ</u> が完了するまで避難住民の誘導を行う。 ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会____等又は事業所等を単位として実施するよう努める。 ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、 <u>要配慮者</u> 等の避難	(1) 着上陸侵攻からの避難 大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、____避難実施要領に盛り込む。 ① 町は、避難先地域において <u>当該町の住民の受け入れ</u> が完了するまで避難住民の誘導を行う。 ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会、 <u>町内会等</u> 又は事業所等を単位として実施するよう努める。 ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、 <u>災害時要援護者</u> 等の避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>語句の修正</li> <li>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> </ul>

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						の援助等について、必要に応じ町民に協力を要請する。	難の援助などについて、必要に応じ町民に協力を要請する。	
40	P. 22	第2編	第4章	第2節 2 (2)	弾道ミサイル攻撃からの避難	<u>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</u> <u>本文参照</u>	<u>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</u> <u>本文参照</u>	・弾道ミサイル攻撃からの避難について、着弾前、着弾後の対応を記載（「国民保護に関する埼玉県計画」との整合）
41	P. 24	第2編	第4章	第2節 2 (4) ①	航空攻撃からの避難	① 兆候を事前に察知できる場合 <u>時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。</u> <u>このため、町は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u> <u>なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「② 兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。</u>	① 兆候を事前に察知できる場合 <u>着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。</u> <u>このため、町は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u>	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合）
42	P. 25	第2編	第4章	第2節 2 (4) ②	航空攻撃からの避難	② 兆候を事前に察知できない場合 <u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。</u> <u>これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、町は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u>	② 兆候を事前に察知できない場合 <u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。</u>  <u>このため、</u> <u>町は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u>	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合）
43	P. 26	第2編	第4章	第2節 表	避難実施要領の作成パターンについて 「攻撃の特徴」の項中	・ <u>避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</u>	・ <u>着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</u>	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合）
44	P. 26	第2編	第4章	第2節 表	避難実施要領の作成パターンについて 「避難実施要領に盛り込むべき内容」の項中	・ <u>攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</u>	・ <u>ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。</u> ・ <u>攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</u>	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合）

一連 番号	計画該当部分			項目名	新	旧	変更理由	
45	P. 26	第2編	第4章	第2節 表	避難実施要領の作成パターンについて 「避難実施要領に盛り込むべき内容」の項中	・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、 <u>町民</u> を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。	・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、 <u>住民</u> を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。	・語句の修正
46	P. 27	第2編	第4章	第3節 1	避難人数の把握	1 自治会等 <u>単位</u> の人口の把握 町が <u>町民</u> を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。 そのため、町はあらかじめ、自治会等 <u>単位</u> で人口等を把握する。 また、町は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。	1 自治会 <u>単位</u> の人口の把握 町が <u>住民</u> を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。 そのため、町はあらかじめ、自治会 <u>単位</u> で人口等を把握する。 また、町は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。	・語句の修正
47	P. 27	第2編	第4章	第3節 2	避難人数の把握	2 <u>要配慮者</u> の把握 (1) 略 (2) 在宅の <u>要配慮者</u> について 町は、在宅の <u>要配慮者</u> の状況や緊急連絡先の把握に努める。 (3) 略	2 <u>災害時要援護者</u> の把握 (1) 略 (2) 在宅の <u>災害時要援護者</u> について 町は、在宅の <u>災害時要援護者</u> の状況や緊急連絡先の把握に努める。 (3) 略	・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
48	P. 27	第2編	第4章	第4節 1 (1)	避難の指示の周知体制	避難の指示の周知体制 1 町民への周知方法、周知内容 (1) <u>町民</u> への周知方法 ① <u>町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u> ② <u>町は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会等</u> を経由した伝達等、町民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。 ③ <u>町は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。</u> ④ <u>町は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に避難の指示が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</u> ⑤ <u>町は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</u>	避難指示 <u>の</u> 周知 <u>の</u> 1 町民への周知方法、周知内容 (1) <u>住民</u> への周知方法 ① <u>町は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u> ② <u>町は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。</u>	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合 ・語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
49	P. 27	第2編	第4章	第4節 1 (2)	要配慮者への周知方法	<p>(2) <u>要配慮者</u> への周知方法</p> <p>① 略</p> <p>② 在宅の<u>要配慮者</u> への周知方法 町は、在宅の<u>要配慮者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会等 と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>③ 外国人への周知方法 町は、外国語の原稿による町 防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。</p>	<p>(2) <u>災害時要援護者</u> への周知方法</p> <p>① 略</p> <p>② 在宅の<u>災害時要援護者</u> への周知方法 町は、在宅の<u>災害時要援護者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、<u>自主防災組織</u> と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>③ 外国人への周知方法 町は、外国語の原稿による市町村防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> <li>語句の修正</li> </ul>
50	P. 28	第2編	第4章	第4節 1 (3)	周知内容	<p>①～② 略</p> <p>③ <u>町民</u>の避難先となる地域</p> <p>④～⑦ 略</p>	<p>①～② 略</p> <p>③ <u>住民</u>の避難先となる地域</p> <p>④～⑦ 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>語句の修正</li> </ul>
51	P. 28	第2編	第4章	第4節 1 (4)	情報伝達手段の多重化・多様化の促進	<p>(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 町は、町民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u>を図る。</p>	<p>(4) <u>情報通信機器の活用</u> 町は、町民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> </ul>
52	P. 28	第2編	第4章	第5節 1	集合場所の選定基準	<p>避難住民は、単独で行動するよりも、<u>自治会等</u> 単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点を移動したほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐとともに、安否情報の収集のためにも有効である。</p>	<p>避難住民は、単独で行動するよりも、<u>町会や自治会</u> 単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点を移動したほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐとともに、安否情報の収集のためにも有効である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>語句の修正</li> </ul>
53	P. 29	第2編	第4章	第6節 1	避難施設の指定への協力	<p>1 避難施設の指定への協力 <u>本文参照</u></p>	<p>1 避難施設の指定への協力 <u>本文参照</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本指針の変更(H29.12)に伴う修正</li> <li>語句の修正</li> </ul>
54	P. 30	第2編	第4章	第6節 3	避難施設の運営マニュアルの整備	<p>3 避難施設の運営マニュアルの整備 町は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、町民への避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。 <u>また、本マニュアルは、災害対策基本法に定める避難所の運営マニュアルを準用する。</u></p>	<p>3 避難施設の運営マニュアルの整備 町は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、町民への避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。 _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営マニュアルについて、災害対策基本法に定める避難所の運営マニュアルを準用することを記載</li> </ul>

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
55	P. 30	第2編	第4章	第7節	避難のための交通手段の確保	第4節 避難のための交通手段の確保	第4節 避難_____交通手段の決定	・語句の修正
56	P. 30	第2編	第4章	第7節 1	交通手段選択の基本方針	1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。 なお、要配慮者_____の移動に関しては、必要に応じて自家用車、町の公用車等を使用できるものとする。 町は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、町民に周知する。	1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。 なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、町の公用車等を使用できるものとする。 町は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、町民に周知する。	・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
57	P. 30	第2編	第4章	第7節 2 (1)	鉄道	町は、区域内の町民が利用する各鉄道事業者の運送能力及び各駅の連絡先を把握する。	町は、区域内の住民が利用する各鉄道事業者の運送能力及び各駅の連絡先を把握する。	・語句の修正
58	P. 31	第2編	第4章	第7節 2 (4)	町が保有する車両	町は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。 なお、使用できる車両は、要配慮者_____の運送手段に優先的に利用する。	町は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。 なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。	・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
59	P. 31	第2編	第4章	第7節 2 (5)	要配慮者への配慮	(5) 要配慮者_____への配慮 鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。	(5) 災害時要援護者への配慮 鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。	・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
60	P. 31	第2編	第4章	第8節 1	避難候補路の選定の基準	ア 第2編第4章第6節に規定する避難施設	ア 第2編第3章第1節に規定する避難施設	・章ずれに伴う修正
61	P. 31	第2編	第4章	第8節 2	関係機関との調整等	町は候補路を定めようとする場合には、 <u>県</u> に協議するとともに、町を管轄する警察署と調整する_____。 また、候補路を決定した場合には、 <u>県</u> 、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。	町は候補路を定めようとする時 <u>には</u> _____に <u>県</u> に協議するとともに、町を管轄する警察署と調整すること。 また、候補路を決定した場合には、 <u>県</u> 、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。	・語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
62	P. 32	第 2 編	第 4 章	第 9 節 3	避難住民の運送順序	1～2 略 3 その他の <u>町</u> 民	1～2 略 3 その他の <u>住</u> 民	・ 語句の修正
63	P. 32	第 2 編	第 4 章	第 10 節	道路啓開の準備	<p>武力攻撃の状況により、道路上には倒壊建物等の廃棄物_____が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。</p> <p>町が管理する道路については、町長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。</p> <p>なお、実際の啓開作業には重機等_____の特殊な機材が必要であるため、町は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。</p>	<p>武力攻撃の状況により、道路上には<u>乗り捨てられた自動車や倒壊建物</u>が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。</p> <p>町が管理する道路については、町長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。</p> <p>なお、実際の啓開作業には重機<u>など</u>の特殊な機材が必要であるため、町は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。</p>	・ 語句の修正
64	P. 32	第 2 編	第 4 章	第 11 節	被災者に対する住宅供給対策	<p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。</p> <p>そのため、町は、県があらかじめ定めた「<u>避難住民等住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の<u>要配慮者</u>_____対策について配慮する。</p> <p>また、町は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。</p>	<p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。</p> <p>そのため、町は、県があらかじめ定めた「<u>被災者住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の<u>災害時要援護者</u>対策について配慮する。</p> <p>また、町は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。</p>	・ 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
65	-	第 2 編	第 4 章	-	避難誘導の補助	削除	<p><u>第 1 1 節 避難誘導の補助</u></p> <p><u>多数の避難住民を受け入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食料等の配給への補助が必要となる。そのため、町は、避難経路等において、避難住民に対してパンフレット等を直接配布できるよう日頃から準備しておく。なお、パンフレットは多言語により</u></p>	・ 本節記載の事項については、第 2 節において、モデル避難実施要領に盛り込む内容として示されており、また、「国民保護に関する埼玉県計画」との整合のため

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
							<p>作成し、外国人の誘導にも配慮する。</p> <p>また、移動途中の避難住民に対して、食料、飲料水、必要な情報の提供ができるよう日頃から準備しておく。</p>	
66	P. 33	第2編	第5章	第1節 1	緊急物資の備蓄	<p>町は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取組には限界があり、町民自らの取組が必要である。</p> <p>このため、備蓄に当たっては、県、町、町民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、町は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p> <p>災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができることとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、町地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期にわたる場合があることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>町は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間に渡り避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、町民自らの取り組みが必要である。</p> <p>このため、備蓄にあたっては、町、町民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、町は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p> <p>災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができることとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、町地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>【関連資料】 物資及び医薬品の備蓄状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語句の修正</li> <li>・ 県を追加</li> </ul>
67	P. 33	第2編	第5章	第1節 2	備蓄品の管理	<p>備蓄品の品目及び数量等は、総務課（防災担当）が全体を掌握しておく。</p> <p>管理場所は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 鳩山町役場防災倉庫</p> <p>(2) <u>その他各施設防災倉庫</u></p>	<p>備蓄品の品目及び数量等は、総務課（防災担当）が全体を掌握しておく。</p> <p>管理場所は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 鳩山町役場防災倉庫</p> <p>(2) <u>鳩丘小学校防災倉庫</u></p> <p>(3) <u>松栄小学校余裕教室</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正</li> </ul>
68	P. 34	第2編	第6章	第1節 1	緊急物資運送候補路の策定	<p>武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。</p>	<p>武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語句の修正</li> </ul>

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						このため、町は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や救援物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所等を考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。	このため、町は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や救援物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。	
69	P. 34	第2編	第6章	第1節 2	運送道路の交通規制と道路啓開	緊急物資運送道路の交通規制及び道路啓開の準備は、第2編第4章第10節と同様に行う。	緊急物資運送道路の交通規制及び道路啓開の準備は、第2編第3章第10節と同様に行う。	・ 語句の修正
70	P. 34	第2編	第6章	第2節 1	応援物資の受入体制の整備	<p>第2節 応援物資の受入体制の整備</p> <p>1 物資集積地の決定及び受入情報提供場所の選定</p> <p>県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」という。）を、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。</p> <p>（略）</p> <p>このため、町は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路のパーキングエリア又は料金所</li> <li>・ 道の駅</li> <li>・ 主要な国道、県道の隣接地</li> </ul>	<p>第2節 応援物資の受け入れ体制の整備</p> <p>1 物資集積地の決定及び受け入れ情報提供場所の選定</p> <p>県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」という。）は、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。</p> <p>（略）</p> <p>このため、町は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路のパーキングエリア又は料金所</li> <li>・ 主要な国道、県道の隣接地</li> </ul>	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
71	P. 35	第2編	第6章	第2節 2	情報提供体制の整備	町は、あらかじめ受入情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備する。	町は、あらかじめ受け入れ情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備する。	・ 語句の修正



一連 番号	計画該当部分			項目名	新	旧	変更理由	
72	P. 35	第2編	第6章	第3節 序文	応援物資の発送体制の整備	町が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、町から応援物資を発送するときには、以下のとおり実施する。	本町が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本町から応援物資を発送するときには、以下のとおり実施する。	・ 語句の修正
73	P. 35	第2編	第6章	第3節 2	仕分、発送体制の整備	2 仕分、発送体制の整備 町は、物資集積所における応援物資の仕分を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定める。	2 仕分け、発送体制の整備 町は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定める。	・ 語句の修正
74	P. 37	第2編	第7章	第1節 2	各機関の初期医療体制	2 各機関の初期医療体制 (1) 各医療活動を行う組織と役割 武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。 【初期医療活動を行う組織と役割】 本文参照	2 救護班の編成等 (1) 救護班の編成	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
75	P. 39	第2編	第7章	第3節 4	埋・火葬対策	大規模な武力攻撃災害が発生した時には、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。 このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施する。 なお、棺等火葬資材の不足等の際は、必要に応じて協定先の葬祭業団体の協力を得るものとする。	大規模な武力攻撃災害が発生した時には、 <u>棺等火葬資材の不足</u> や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。 このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「 <u>広域火葬計画</u> 」に基づき、 <u>次の対策を講じる</u> 。  (1) <u>遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。</u> (2) <u>近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。</u> (3) <u>墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</u> 【関連資料】 県内火葬場一覧	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合等
76	P. 39	第2編	第8章	第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	有事の際には、ダム、発電所、浄水施設等の国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされやすいことから、関係機関と連携して実態の	有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされやすいことから、関係機関と連携して実態の	・ 語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						把握等に努める。	把握等に努める。	
77	P. 40	第2編	第8章	第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	(2) 危険物質等取扱____施設の状況 ① 危険物質等取扱____施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量 ② 危険物質等取扱____施設の警備対策 ③ 緊急時の連絡窓口	(2) 危険物質等取り扱い施設の状況 ① 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量 ② 危険物質等取り扱い施設の警備対策 ③ 緊急時の連絡窓口	
78	P. 40	第2編	第8章	第1節	生活関連等施設の管理体制の充実	(略)  1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握 (略)  2 生活関連等施設の管理体制の充実町は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。また、町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。	(略)  【関連資料】 生活関連等施設、危険物質等の定義 1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握 (略)  【関連資料】 生活関連等施設、危険物質等の状況 2 生活関連等施設の管理体制の充実町は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。また、町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。	・ 語句の修正等
79	P. 41	第2編	第11章	序文	訓練の実施等	武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。 そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとする。	武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県____、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。 そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合 ・ 語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。	なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。	
80	P. 41	第2編	第11章	第1節	町の訓練	町は、町国民保護計画に基づき、 <u>町民</u> の参加と協力を得て、訓練を実施する。 また、 <u>国</u> や <u>県</u> 、他市町村等との合同訓練の実施に努める。	町は、町国民保護計画に基づき、 <u>住民</u> の参加と協力を得て、訓練を実施する。 また、 <u>国</u> や <u>県</u> 、他市町村等との合同訓練の実施に努める。	・語句の修正
81	P. 42	第2編	第11章	第1節 (1) ②	実地訓練	② 訓練の種類 ア 略 イ 警報、避難指示の伝達訓練 警報、避難指示の <u>町民</u> に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ <u>町国民保護計画</u> で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。 ウ 避難誘導訓練 警察、消防機関等関係機関や <u>町民</u> の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。	② 訓練の種類 ア 略 イ 警報、避難指示の伝達訓練 警報、避難指示の <u>住民</u> に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ <u>町</u> _____計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。 ウ 避難誘導訓練 警察、消防機関等関係機関や <u>住民</u> の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。	・語句の修正
82	P. 42	第2編	第11章	第2節 2 (2)	学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等	(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>要配慮者</u> _____、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努める。	(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>災害時要援護者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努める。	・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
83	P. 43	第2編	第12章	第2節	自主防災組織との協力関係の構築	(略) さらに、多数の避難住民を受け入れる場合には、町全体で対応することとなり、 <u>避難者受入れ</u> のために、自主防災組織の協力を得ることが重要となってくるため、避難所の運営等の救援への協力に対して、日ごろから自主防災組織との協力関係を構築しておくよう努める。	(略) さらに、多数の避難住民を受け入れる場合には、町全体で対応することとなり、 <u>避難者受け入れ</u> のために、自主防災組織の協力を得ることが重要となってくるため、避難所の運営等の救援への協力に対して、日ごろから自主防災組織との協力関係を構築しておくよう努める。	・語句の修正
84	P. 43	第2編	第12章	第2節 (4)	自主防災組織との協力関係の構築	(4) 組織の活性化の促進 助言・指導、 <u>先進団体の取組の紹介等</u>	(4) 組織の活性化の促進 助言・指導、 <u>モデル組織の設置への助成等</u>	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合

一連 番号	計画該当部分			項目名	新	旧	変更理由
85	P. 44	第2編	第12章	第3節	ボランティアとの協力関係の構築 武力攻撃事態等において、町はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、町は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部、 <u>      </u> 町社会福祉協議会等と連携を図り、その受入 <u>      </u> 体制を整備する。 (略)	武力攻撃事態等において、町はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、町は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部 <u>及び</u> 町社会福祉協議会などと連携を図り、その <u>受け入れ</u> 体制を整備する。 (略)	・ 語句の修正
86	P. 46	第3編	序文		武力攻撃事態等において、町は、直ちに初動体制を整え、国、県 <u>  </u> 及び関係機関と連携を図りながら、町民への警報や避難の指示の伝達、町民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。	武力攻撃事態等において、町は、直ちに初動体制を整え、国、県、 <u>  </u> 及び関係機関と連携を図りながら、町民への警報や避難の指示の伝達、町民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。	・ 語句の修正
87	P. 47	第3編	第1章	第1節 2	国民保護対策本部等の設置と職員の配備 <u>      </u> 国から <u>町</u> 国民保護対策本部等 <u>      </u> 設置の指定があった場合には、町長は <u>町</u> 国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。 第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。 なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集する。	国から <u>国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部</u> (以下「 <u>国民保護対策本部等</u> 」という。)設置の指定があった場合には、町長は <u>  </u> 国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。 第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。 なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集する。	・ 語句の修正
88	P. 47	第3編	第1章	第2節 (1)	町国民保護対策本部等の組織及び担当業務 第2節 町国民保護対策本部等の組織等 1 <u>町</u> 国民保護対策本部等の組織及び担当業務 ① <u>町</u> 国民保護対策本部等には、部を設置する。 組織は鳩山町国民保護対策本部 <u>及び</u> 鳩山町緊急対処事態対策本部要綱の規定のとおりとする。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 <u>町長</u> イ 副本部長 <u>副町長、教育長</u> ウ 本部員 <u>各課(局)長、会計管理者、総務課</u>	第2節 町国民保護対策本部 <u>  </u> の組織等 1 <u>  </u> 国民保護対策本部等の組織及び担当業務 ① <u>  </u> 国民保護対策本部等には、部を設置する。 組織は鳩山町国民保護対策本部 <u>又は</u> 鳩山町緊急対処事態対策本部要綱の規定のとおりとする。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 <u>町長</u> イ 副本部長 <u>助役、教育長</u> ウ 本部員 <u>各課<u>  </u>長<u>  </u></u>	・ 語句の修正 ・ 要綱との整合

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						課長補佐、消防長（消防長の指名する消防職員）、その他町長が指名するもの。	_____、消防長（消防長の指名する消防職員）、その他町長が指名するもの。	
89	P. 48	第3編	第1章	第2節 (2) ④	本部長の権限	④ <u>防衛大臣</u> に対する職員の本部会議への出席の求め	④ <u>防衛庁長官</u> に対する職員の本部会議への出席の求め	・語句の修正
90	P. 48	第3編	第1章	第2節 (4) カ	現地対策本部の設置	カ ボランティアとの連携_____	カ ボランティアとの連携 <u>に関する</u> こと。	・語句の修正
91	P. 49	第3編	第1章	第2節 (5)	鳩山町国民保護対策本部等の組織図	<鳩山町国民保護対策本部等の組織図> <u>本文参照</u>	<鳩山町国民保護対策本部等の組織図> <u>本文参照</u>	・要綱との整合
92	P. 50	第3編	第1章	第2節 2 ①	本部会議の開催場所の決定	2 <u>町国民保護対策本部等開設の通知等</u> (1) <u>町国民保護対策本部等の開設の通知等</u> <u>町国民保護対策本部等が開設されたときには、直ちにその旨を、関係機関に対し、防災行政無線、電話、FAX等を使用して通知する。</u> <b>【通知先】</b> ① <u>鳩山町国民保護協議会委員</u> ② <u>隣接市町及び協定市町村の長</u> ③ <u>鳩山町議会議長</u> ④ <u>その他の関係機関</u> (2) <u>町国民保護対策本部等会議の開催場所の決定</u> ① <u>町国民保護対策本部等会議は、原則として町庁舎内で開催する。</u> ② 略	2 <u>本部会議の開催場所の決定</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ① <u>本部</u> _____ <u>会議は、原則として町庁</u> _____ <u>内で開催する。</u> ② 略	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合 ・語句の修正
93	P. 51	第3編	第1章	第2節 2	部の組織及び職制 (担当業務)	別表2 <u>本文参照</u>	別表2 <u>本文参照</u>	・要綱との整合

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
94	P. 54	第3編	第1章	第3節 3	国民保護等派遣の 要請	3 国民保護等派遣の要請	3 国民保護__派遣の要請	・脱字の追加
95	P. 55	第3編	第1章	第4節	町国民保護対策本 部等の廃止	町長は、内閣総理大臣から、町国民保護対策本部等を 設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、速や かに対策本部を廃止する。 なお、廃止の通知を第2節の2（1）に準じて行うも のとする。	町長は、内閣総理大臣から、町国民保護対策本部等 を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、 速やかに対策本部を廃止する。	・県計画と同様に廃止の 通知に関する記載を追 加
96	P. 55	第3編	第1章	第5節	町民との連携	武力攻撃等が発生した場合や多数の避難住民を受け入 れる場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達 や避難の指示、町民の避難誘導や救援、要避難地域の避 難住民の誘導の補助、安否情報の収集等について、自主 防災組織、ボランティア、事業者の協力を要請する。 （中略） なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12 章第2節に、ボランティアに協力を求める事項について は__同章第3節に、事業者に協力を求める事項は__ 同章第5節に定めるとおりとし、自主防災組織、__ __ボランティア等の安全確保に十分配慮する。	武力攻撃等が発生した場合や多数の避難住民を受け入 れる場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達 や避難の指示、住民の避難誘導や救援、要避難地域の避 難住民の誘導の補助、安否情報の収集等について、自主 防災組織、ボランティア、事業者の協力を要請する。 （中略） なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第11 章第2節に、ボランティアに協力を求める事項について は同編同章第3節に、事業者に協力を求める事項は同編 同章第5節に定めるとおりとし、自主防災組織の町民及 びボランティア等の安全確保に十分配慮する。	・語句の修正
97	P. 57	第3編	第2章	第1節 2	特殊標章等の交付	町長、消防長、水防管理者（以下「町長等」とい う。）は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応 じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分に より、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対 して、特殊標章等を交付することとされている。	町長等 __は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応 じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分に より、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対 して、特殊標章等を交付することとされている。	・語句の修正
98	P. 58	第3編	第2章	第1節 4	身分証明書（国民 保護措置に係る職 務等を行う者用） のひな型	【身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用） のひな型】 本文参照	【身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用） のひな型】 本文参照	・「日本工業規格」を 「日本産業規格」に修 正
99	P. 60	第3編	第2章	第1節 <参考>	標章の図 身分証明書（医療 関係者用）のひな 型	【標章の図】 本文参照 【身分証明書（医療関係者用）のひな型】 本文参照	【標章の図】 本文参照 【身分証明書（医療関係者用）のひな型】 本文参照	・現在使用されていない 標章の削除 ・「日本工業規格」を 「日本産業規格」に修 正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
100	P. 60	第3編	第2章	第2節	安全確保のための 情報提供	町は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等 <u>の</u> 安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況等 <u>、</u> 必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。	町は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア <u>など</u> の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。	・語句の修正
101	P. 61	第3編	第2章	第1節	警報の通知の受入れ・伝達	第1節 警報の通知の <u>受入れ</u> ・伝達 1 県からの警報の通知の <u>受入れ</u> 方法	第1節 警報の通知の <u>受け入れ</u> ・伝達 1 県からの警報の通知の <u>受け入れ</u> 方法	・語句の修正
102	P. 61	第3編	第3章	第1節 1 (1) (2)	県からの警報の通知の受入れ方法	(1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、総務課が受信する。 ② 総務課は、受信した旨を <u>直ちに町長へ連絡するとともに、</u> 県（危機管理課）へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、総務課が受信する。 ② 総務課は、受信した旨を <u>直ちに町長へ連絡するとともに、</u> 県（宿日直者）へ返信する <u>。</u>	(1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、総務課が受信する。 ② 総務課は、受信した旨 <u>直ちに</u> _____ _____県（危機管理課）へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、総務課が受信する。 ② 総務課は、受信した旨 <u>直ちに</u> _____ _____県（宿日直者）へ返信するとともに、 <u>直ちに町長へ連絡する。</u>	・警報の通知の受入れ・伝達について、町長への連絡を明記
103	P. 61	第3編	第3章	第1節 2	町の他の執行機関、消防機関への通知	町は県から警報の通知を受けたときは、町の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、 <u>固定資産評価審査委員会</u> ）及び議会に対して直ちに警報を通知する。	町は県から警報の通知を受けたときは、町の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会_____）及び議会に対して直ちに警報を通知する。	・固定資産評価審査委員会の追加
104	P. 61	第3編	第3章	第1節 3 (1)	町民等への伝達	3 町民等への伝達 (1) 町民への伝達 町は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに町民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。 ① サイレン（国が定めた <u>放送</u> 方法による。） ②～⑦ 略 なお、町長は、 <u>必要があると認めるときは、</u> 県に対して <u>ヘリコプター等による</u> 広報を要請する。	3 住民等への伝達 (1) 住民への伝達 町は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。 ① サイレン（国が定めた <u>吹鳴</u> 方法による。） ②～⑦ 略 _____	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合 ・語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
105	P. 62	第3編	第3章	第2節	序文	緊急通報は、当該武力攻撃災害による町民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる <u>とき</u> で、次の場合に知事から発令され、町長に通知される。	緊急通報は、当該武力攻撃災害による町民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる <u>時</u> で、次の場合に知事から発令され、町長に通知される。	・ 語句の修正
106	P. 62	第3編	第3章	第2節 1	町民への伝達	1 <u>町民</u> への伝達 町は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに <u>町民</u> に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知の <u>受入れ</u> ・伝達」に準じる。	1 <u>住民</u> への伝達 町は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに <u>住民</u> に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知の <u>受け入れ</u> ・伝達」に準じる。	・ 語句の修正
107	P. 62	第3編	第3章	第2節 2	大規模集客施設等の管理者への連絡	町は、第1節「警報の通知の <u>受入れ</u> ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。	町は、第1節「警報の通知の <u>受け入れ</u> ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。	・ 語句の修正
108	P. 63	第3編	第3章	第3節 1	避難の指示等	1 <u>避難の指示の受入れ</u> ・伝達等 国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。 指示の内容は以下のとおりである。 ① <u>住民</u> の避難が必要な地域（要避難地域） ② <u>住民</u> の避難先となる地域（避難先地域。なお <u>住民</u> の避難経路となる地域を含む。） ③ <u>住民</u> の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要	1 <u>避難の指示の受け入れ</u> ・伝達等 国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。 指示の内容は以下のとおりである。 ① <u>町民</u> の避難が必要な地域（要避難地域） ② <u>町民</u> の避難先となる地域（避難先地域。なお <u>町民</u> の避難経路となる地域を含む。） ③ <u>町民</u> の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要	・ 語句の修正
109	P. 63	第3編	第3章	第3節 1 (1)	避難の指示等	(1) <u>県からの指示の受入方法</u> 県からの避難の指示の <u>受入れ</u> は、「第1節 1 県からの警報の通知の <u>受入方法</u> 」に準じて行う。 なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、 <u>当該市町村長</u> に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととしている。	(1) <u>県からの指示の受け入れ方法</u> 県からの避難の指示の <u>受け入れ</u> は、「第1節 1 県からの警報の通知の <u>受入方法</u> 」に準じて行う。 なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、 <u>市町村長</u> に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととしている。	・ 語句の修正



一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
110	P. 63	第3編	第3章	第3節 1 (1) ①、②	避難の指示等	<p>① 第1段階の避難指示 国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して<u>住民</u>に指示する。</p> <p>② 第2段階の避難指示 第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して<u>住民</u>に指示する。 ア～ウ 略</p>	<p>① 第1段階の避難指示 国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して<u>町民</u>に指示する。</p> <p>② 第2段階の避難指示 第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して<u>町民</u>に指示する。 ア～ウ 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> <li>※「市町村長」に対応する語句は「住民」</li> </ul>
111	P. 63	第3編	第3章	第3節 1 (2)	避難の指示等	<p>(2) 町長の<u>町民</u>への避難の伝達等 町長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに<u>町民</u>に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。</p>	<p>(2) 町長の<u>住民</u>への避難の伝達等 町長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに<u>住民</u>に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>語句の修正</li> </ul>
112	P. 64	第3編	第3章	第3節 1 (2) ① イ	避難の指示等	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会等_____）</p> <p>(ウ) ～ (カ) 略</p> <p>(キ) <u>町</u> 職員、消防職団員の配置、担当業務等</p> <p>(ク) <u>要配慮者</u> _____への対応</p> <p>(ケ) ～ (シ) 略</p>	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、<u>町内会</u>、<u>事務所</u>等）</p> <p>(ウ) ～ (カ) 略</p> <p>(キ) <u>市町村</u>職員、消防職団員の配置、担当業務等</p> <p>(ク) <u>災害時要援護者</u>への対応</p> <p>(ケ) ～ (シ) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> <li>語句の修正</li> </ul>
113	P. 64	第3編	第3章	第3節 1 (2) ②	避難の指示等	<p>② <u>町民</u>への周知内容及び方法 町長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、<u>要配慮者</u> _____に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>	<p>② <u>住民</u>への周知内容及び方法 町長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、<u>災害時要援護者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> <li>語句の修正</li> </ul>
114	P. 64	第3編	第3章	第3節 1 (3)	避難の指示等	<p>(3) 避難先地域の通知の<u>受入れ</u> 本町が避難先地域となった場合の知事からの通知の<u>受入れ</u>は「第1節 1 県からの警報の通知の<u>受入れ方法</u> _____」に準じて行う。</p>	<p>(3) 避難先地域の通知の<u>受け入れ</u> 本町が避難先地域となった場合の知事からの通知の<u>受け入れ</u>は「第1節 1 県からの警報の通知の<u>受け入れ方法</u> _____」に準じて行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>語句の修正</li> </ul>

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
115	P. 64	第3編	第3章	第3節 1 (4)	避難の指示を周知すべき機関	(4) 避難の指示を周知すべき機関 ①～② 略 ③ <u>第1編第5章第6節に規定する大規模事業所や大規模集客施設</u>	(4) 避難の指示を周知すべき機関 ①～② 略 _____	・第1編第5章第6節の追加に伴う追加
116	P. 65	第3編	第3章	第3節 2	町域を越える住民の避難	武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、____ __町民が町域を越えて避難を行うことや、逆に他市町村の住民が本町へ避難してくることなどが考えられる。 こうした_____町の区域を越える避難の際には、避難実施要領、____知事の指示及び第1編第5章第3節であらかじめ締結した協定に基づき、住民を避難誘導する。 _____ _____	武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、 <u>本町の町民</u> が町域を越えて避難を行うことや、逆に他市町村の住民が本町へ避難してくることなどが考えられる。 こうした <u>本町の町民</u> が町の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示_____に基づき、 <u>町民</u> を避難誘導する。 <u>逆に、他市町村の住民が本町へ避難してくる際には、第2編第3章第11節に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。</u>	・旧計画における第2編第3章第11節の削除に伴う修正 ・語句の修正
117	P. 65	第3編	第3章	第4節	序文	要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第7節の「1 交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。	要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節の「1 交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。	・語句の修正
118	P. 65	第3編	第3章	第4節 1 (2)	要配慮者の避難	(2) <u>要配慮者</u> _____の避難 町は、あらかじめ第2編第4章第7節で定めた方法により <u>要配慮者</u> _____の避難を実施する。	(2) <u>災害時要援護者</u> の避難 町は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により <u>災害時要援護者</u> の避難を実施する。	・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
119	P. 65	第3編	第3章	第4節 2	運送事業者への協力要請	町は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第7節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	町は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第4節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	・語句の修正
120	P. 65	第3編	第3章	第4節 3	運送実施状況の把握	(1) 略 (2) <u>町国民保護対策本部等</u> は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。 (3) <u>町国民保護対策本部等</u> は避難誘導の実施状況につ	(1) 略 (2) <u>町対策本部</u> _____は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。 (3) <u>町対策本部</u> _____は避難誘導の実施状況に	・語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						いて取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告する。	ついて取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告する。	
121	P. 67	第3編	第3章	第5節	避難路の選定と避難経路の決定	<p>避難措置の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第7節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。</p> <p>また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、町民への周知を図る。</p>	<p>避難____の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> <li>語句の修正</li> </ul>
122	P. 67	第3編	第3章	第7節 2	県への支援の求め	<p>町長は、町民の避難誘導の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。</p>	<p>町長は、住民の避難誘導の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>語句の修正</li> </ul>
123	-	第3編	第3章	第9節	避難誘導の実施の補助	削除	<p>町は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第2編第3章第11節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧第2編第3章第11章削除による（No. 58参照）</li> </ul>
124	P. 67	第3編	第4章		序文	<p>避難住民等の救援は、町と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>1～9 略</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」に定めるところによる。</p>	<p>避難住民等の救援は、町と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施する。</p> <p>救援の程度、方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」（別添資料編参照）に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。</p> <p>1～9 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> </ul>

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。		
125	P. 67	第3編	第4章	1 (1)	収容施設の決定方法等	避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から町長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第4章第11節で定めた公営住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。	避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から町長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第3章第8節で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。	・ 語句の修正
126	P. 68	第3編	第4章	1 (3) ①	避難所の運営	① 避難所の運営 避難所の運営は、第2編第4章第6節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された町及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営する。ただし、配置される町及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営を行う。	① 避難所の運営 避難所の運営は、第2編第3章第7節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された町及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営する。ただし、配置される町及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営を行う。	・ 語句の修正
127	P. 68	第3編	第4章	2 (2)	応援物資の集積等	町は、第2編第6章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。 なお、町が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、町から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整する。	町は、第2編第5章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。 なお、本町が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本町から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整する。	・ 語句の修正
128	P. 69	第3編	第4章	2 (5)	受入れを希望する緊急物資情報の発信等	(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等	(5) 受け入れを希望する緊急物資情報の発信等	・ 語句の修正
129	P. 69	第3編	第4章	3	医療の提供及び助産	武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。	武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第6章に定めるところによる。	・ 語句の修正

一連 番号	計画該当部分			項目名	新	旧	変更理由	
130	P. 69	第3編	第4章	3 (1) ① イ	救急救助活動の優先順位の基準	救急救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施する。	救急救助活動を行うにあたっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施する。	・ 語句の修正
131	P. 70	第3編	第4章	3 (1) ②	傷病者搬送の手順	第2編第7章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。	第2編第6章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。	・ 語句の修正
132	P. 70	第3編	第4章	3 (1) ② ア	傷病者搬送の判定	医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。	医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。	・ 語句の修正
133	P. 70	第3編	第4章	3 (1) ② イ	傷病者搬送の要請	(ア) 略 (イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。 (ウ) 町は、重症者等の場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。	(ア) 略 (イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第6章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。 (ウ) 町は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。	・ 語句の修正
134	P. 70	第3編	第4章	3 (1) ② ウ	傷病者の後方医療機関への搬送	町、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。	町、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。	
135	P. 70	第3編	第4章	3 (2) ①	医療救護班の編成手順と派遣方法	町は、第2編第7章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。	町は、第2編第6章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。	・ 語句の修正
136	P. 71	第3編	第4章	3 (3)	医療救護所の設置	町は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。	町は、第2編第6章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。	・ 語句の修正
137	P. 71	第3編	第4章	4 (2)	被災地における捜索・救助の実施	① 町は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自主防災組織、町民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。 ② 町は、被災情報、捜索・救助の状況について、逐次	① 町は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。 ② _____ 捜索・救助の状況について、逐	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合 ・ 語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。	次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。	
138	P. 71	第3編	第4章	5	死体の搜索、処理及び埋・火葬	町は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、 <u>武力攻撃災害により現に行方不明の状態にある、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。</u>	町は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、 <u>武力攻撃事態等において発生した死体</u> _____の搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
139	P. 72	第3編	第4章	5 (1)	死体の搜索	町は、 <u>県や警察等</u> の関係機関の協力のもとに死体の搜索を実施するものとする。ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、 <u>自衛隊等</u> の専門知識を有する機関に依頼する。	町は、 <u>県や警察など</u> の関係機関の協力のもとに死体の搜索を実施するものとする。ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、 <u>自衛隊など</u> 専門知識を有する機関に依頼する。	・語句の修正
140	P. 72	第3編	第4章	5 (3) ②	埋・火葬の実施	ア 町は、第2編第7章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。	ア 町は、第2編第6章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。	・語句の修正
141	P. 73	第3編	第4章	6	被災住宅の応急修理	町は、県と協力して、 <u>武力攻撃災害</u> により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。	町は、県と協力して、 <u>武力攻撃事態等</u> により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
142	P. 73	第3編	第4章	7	学用品の給与	7 学用品の <u>給与</u> 町は、県と協力して、 <u>武力攻撃災害</u> により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童、 <u>_____</u> 中学校生徒及び高等学校生徒に対し、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。	7 学用品の <u>貸与</u> 町は、県と協力して、 <u>武力攻撃事態等</u> により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童 <u>及び</u> 中学校生徒 <u>_____</u> に対し、教科書（教材を含む <u>_____</u> ）、文房具及び通学用品を支給する。	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
143	P. 73	第3編	第4章	8	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去	町は県と協力して、 <u>武力攻撃災害</u> により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。	町は県と協力して、 <u>武力攻撃事態等</u> により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
144	P. 74	第3編	第5章	第2節 1 (1)	退避の指示	町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。 また、町は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、町民に対し退避の指示を周知する。	町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。 また、町は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、町民に対し退避の指示を周知する。	・ 語句の修正
145	P. 74	第3編	第5章	第2節 1 (2)	警戒区域の設定	町長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。 また、町長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、町民に対し設定された警戒区域を周知する。	町長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。 また、町長は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、町民に対し設定された警戒区域を周知する。	・ 語句の修正
146	-	第3編	第5章	第2節 3 (3)	危険物質等の災害への対処措置	削除	<u>【関連資料】 危険物質等取扱者に対する措置について</u>	・ 記載を削除
147	P. 76	第3編	第5章	第2節 5 (1)	応急措置の実施	町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の町民に対して、応急措置として、退避を指示するものとする。 また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。	町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示するものとする。 また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。	・ 語句の修正
148	P. 76	第3編	第5章	第2節 5 (4)	対応時の留意事項	<u>(4) 対応時の留意事項</u> <u>本文参照</u>	新規	・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
149	P. 78	第3編	第5章	第3節	保健衛生対策の実施	町は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。	町は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。	・ 語句の修正

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
150	P. 78	第3編	第5章	第5節 1	廃棄物対策の実施	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 町は、その特殊性に配慮しながら「 <u>埼玉県災害廃棄物処理指針</u> 」に準じて廃棄物対策を実施する。	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 町は、その特殊性に配慮しながら「 <u>災害廃棄物処理計画</u> 」に基づき廃棄物対策を実施する。	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
151	P. 78	第3編	第5章	第5節 2	し尿処理 (本文参照)	2 し尿処理 (本文参照)	2 し尿処理 町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。 また、町は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
152	P. 79	第3編	第5章	第6節	文化財保護対策の実施	町は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。	町は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。	・語句の修正
153	-	第3編	第6章	第1節	被災情報の収集・提供	削除	【関連資料】 被災情報の報告様式	・記載の削除
154	P. 79	第3編	第6章	第2節 1 (1)	安否情報の収集・提供	① 略 ② 出生の年月日 ③～④ 略 ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（①～⑤のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦～⑨ 略 ⑩ 照会に対する同意の有無	① 略 ② 生年月日____ ③～④ 略 ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る__） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る__） ⑦～⑨ 略 _____ _____ 【関連資料】 安否情報報告書様式	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合 ・語句の修正
155	P. 80	第3編	第6章	第2節 1 (2)	死亡した住民から収集する情報	⑦～⑧ 略 ⑨ 連絡先のほか、必要な情報 ⑩ 照会に対する同意の有無 _____	⑦～⑧ 略 _____ _____ 【関連資料】 安否情報報告書様式	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合等



一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
156	-	第3編	第6章	第2節 2 (1)	情報の提供	削除	【関連資料】 安否情報照会書様式	・計画から削除
157	-	第3編	第6章	第2節 2 (2)	安否情報の回答	削除	【関連資料】 安否情報回答書様式	・計画から削除
158	P. 81	第3編	第6章	第2節 2 (3)	個人情報の保護 への配慮	① 安否情報は個人の情報であることに鑑み____、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。 ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。	① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。 ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。	・語句の修正
159	P. 82	第4編			序文	武力攻撃事態等において、 <u>町民</u> を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に <u>町民</u> が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。	武力攻撃事態等において、 <u>住民</u> を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に <u>住民</u> が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。	・語句の修正
160	P. 82	第4編	第3章		生活基盤等の確保のための措置	町は、その所管する河川管理施設、道路、水道等 <u>の</u> ライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。 また、町内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。	町は、その所管する河川管理施設、道路、水道 <u>などの</u> ライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。 また、町内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。	・語句の修正
161	P. 83	第4編	第4章	4	県に対する支援要請	町は、応急復旧の措置を講ずるに <u>当たり</u> 、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求める。	町は、応急復旧の措置を講ずるに <u>あたり</u> 、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求める。	

一連 番号	計画該当部分			項目名	新	旧	変更理由
162	P. 84	第 5 編	第 1 章		<p>損失補償</p> <p>町は、以下の処分を行ったときには、当該処分によって通常生ずべき損失については、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）</u>に定める手続き等に従い、補償する。</p> <p>○ 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合</p>	<p>町は、以下の処分を行った時<u>には</u>、当該処分によって通常生ずべき損失については、<u>国民保護法施行令</u></p> <p>_____に定める手続き等に従い、補償する。</p> <p>1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語句の修正</li> </ul>
163	P. 84	第 5 編	第 2 章	(1)	<p>損害補償</p> <p>町は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償する。</p> <p>損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。</p> <p>(1) <u>避難住民の避難誘導及び復帰への協力</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p>町は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償する。</p> <p>損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。</p> <p>(1) <u>町民</u> _____ の避難誘導 _____ への協力</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> </ul>
164	P. 84	第 5 編	第 3 章		<p>被災者の公的徴収金の減免等</p> <p>1 町は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免<u>及び保険税の減免等の措置を講ずる。</u></p>	<p>1 町は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免 _____ 等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> </ul>
165	P. 86	第 6 編			<p>序文</p> <p>我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくい、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。</p> <p>武力攻撃事態等と緊急対処事態において町が行う措置は、<u>町民</u>の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第 2 編から第 5 編に定めるところに準じて実施していくこととする。</p>	<p>我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくい、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。</p> <p>武力攻撃事態等と緊急対処事態において町が行う措置は、<u>住民</u>の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第 2 編から第 5 編に定めるところに準じて実施していくこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語句の修正</li> </ul>
166	P. 86	第 6 編	第 1 章	1	<p>県が想定する事態について</p> <p>1 <u>県</u> _____ が想定する事態について</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>放射性物資、生物剤及び化学剤</u>が大量散布された事態</p>	<p>1 <u>埼玉県</u>が想定する事態について</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>毒性物質（サリン）</u> _____ が大量散布された事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合</li> <li>・ 語句の修正</li> </ul>

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
						(2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態 (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態	(2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態 (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態	
167	P. 87	第 6 編	第 1 章	2	2 鳩山町が想定する事態について	2 町_____が想定する事態について (1) 多数の人が集まる施設に放射性物資、生物剤及び化学剤が大量散布された事態 (2) バス等の交通機関が走行中に爆破された事態 (3) 核燃料物質が輸送中、高速道路等で爆破された事態	2 鳩山町が想定する事態について (1) 多数の人が集まる施設に毒性物質(サリン)_____が大量散布された事態 (2) バス等の交通機関が走行中に爆破された事態 (3) 核燃料物質が輸送中、高速道路等で爆破された事態	・「国民保護に関する埼玉県計画」との整合
168	P. 87	第 6 編	第 1 章	3	町緊急対処事態対策本部の設置	国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、町長は緊急対処事態対策本部を設置し、職員を配備する。 なお、町緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第 3 編第 1 章に準じる。	国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、町長は_____対策本部を設置し、職員を配備する。 なお、町緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第 3 編第 1 章に準じる。	・ 語句の修正